【規程番号　行法Ｖ－014】

出向に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下、「本学園」という。）神戸女子短期大学就業規則及び学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則（以下、「就業規則」という。）第７条の２並びに学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則（以下、「就業規則」という。）第９条の２の規定に基づき、教職員を出向させる場合の取扱いについて定める。

（適用）

第２条　この規程は、前条の就業規則に定める専任の教職員に適用する。

（定義）

第３条　この規程において、出向とは教職員の能力開発や教育研修、育成及び関連団体との連携を強化することを目的として、本学園に在籍したまま、出向先の業務に従事することをいう。

２　この規程において、兼務出向とは本学園に在籍したまま、勤務の一部分のみを出向先の業務に従事することをいう。

３　この規程において、出向先とは関係法人、関連団体、その他本学園が指定する法人や団体をいう。

４　この規程において、出向者とは本学園の就業規則に基づき出向先に出向する者をいう。

（出向の準備等）

第４条　本学園の教職員に対して出向を命じる場合は、予め当該教職員に対し、出向の目的、出向先の名称及び勤務地、出向期間、出向先の業務内容、出向先の労働条件、その他必要な事項について説明を行うものとする。

（出向の期間）

第５条　出向者の出向期間は、２年を超えない範囲で本学園が個別に決定した期間とする。ただし、出向目的の達成状況や業務上の必要に応じて出向期間を短縮又は延長することができる。

（出向期間中の本学園内の取扱い）

第６条　出向期間中の本学園における出向者の身分については、総務企画部付としたうえで休職扱い（以下「出向休職」という。）とする。ただし、出向者の出向期間は本学園の勤続年数に通算する。

２　出向期間中における出向者の人事評価については、出向先の勤務状況に基づいて総務企画部が行う。また、出向期間中の本学園における出向者の昇格及び昇給については、本学園に勤務した場合と同等に取り扱う。

３　出向者は、出向期間中に住所、連絡先、氏名、家族その他本学園の人事管理上必要とする身上に変更が生じた場合は、本学園の定めるところにより本学園に届け出なければならない。

（出向者の労働条件等）

第７条　出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災害補償、福利厚生並びに出向先での配置転換及び出張については、出向先の定めるところによる。なお、年次有給休暇は本学園の勤続年数に基づき付与するものとし、労働基準法第 39 条第７項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季指定義務は出向先が出向先の定めるところにより履行する。ただし、兼務出向の場合については、本学園及び出向先の合意により別途取扱いを定める。

２　出向先の労働時間、休日、休暇の労働条件が本学園の定めよりも不利益となる場合は、その不利益を解消するよう必要な措置を講じるものとする。また、出向者は、出向期間中においても本学園の福利厚生制度を利用できるものとする。

３　出向者の表彰及び懲戒については、出向先の定めるところにより出向先が行うものとする。ただし、兼務出向の場合については、本学園及び出向先の合意により別途取扱いを定める。

４　出向者の休職、退職及び普通解雇については、本学園の定めるところにより本学園が行うものとする。なお、出向者が出向期間中に休職（出向休職を除く。以下同じ。）、退職又は解雇（懲戒処分としての解雇の場合を含む。以下同じ。）する場合は、本学園に復職させたうえで休職若しくは退職させ又は解雇する。

５　出向者の給与（時間外、休日及び深夜勤務に対する割増賃金を含む）については、本学園の定めるところにより本学園が支払うものとする。ただし、通勤手当及び出張旅費については、本学園及び出向先の合意により別途取扱いを定める。

（社会保険等）

第８条　出向期間中の出向者の社会保険及び雇用保険の適用は、原則として本学園において被保険者資格を継続し、その事業主負担分の保険料等は本学園が負担する。

２　出向期間中の出向者の労働者災害補償保険の適用は、出向先において行うものとする。ただし、兼務出向する場合については、出向者が本学園及び出向先の業務に従事することに対して支給される給与水準に基づき各々が負担する。

（復職）

第９条　出向者が次の各号に該当した場合、本学園は出向者に対し復職を命じる。

（1）出向期間が終了したとき
（2）出向者が本学園を退職するとき
（3）出向の目的を達成し又は出向の目的が消滅したと判断したとき
（4）出向先での労務提供が困難であると判断したとき
（5）本学園の休職事由、解雇事由、懲戒事由に該当したとき
（6）前項に掲げる事由のほか復職させるべき理由があるとき

２　復職が命じられた出向者はこれに従わなければならない。

３　本学園への復職後の出向者の配属は、業務上の都合もしくは出向者の能力、経験、技能、希望等を総合的に勘案のうえ決定する。

（その他）

第 10 条　出向の取扱いについてこの規程に定めのない事項については、その都度本学園において必要な措置を講じるものとする。

附　則

この規程は、令和5年6月28日から施行する。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。